

令和8年度

栃木南部農業水利事業

排水系統別受益面積等基礎資料作成業務

## 特別仕様書

関東農政局 栃木南部農業水利事業所

<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p>	<p>栃木南部農業水利事業 排水系統別受益面積等基礎資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
<p>(目的) 第1-2条</p>	<p>この業務は、栃木南部農業水利事業の排水計画や営農計画の検討、総事業費や受益面積の変動に係る基礎資料作成等を行うものである。</p>
<p>(場所) 第1-3条</p>	<p>この業務において対象とする地域は、栃木県栃木市、小山市、下都賀郡野木町で、別添位置図に示すとおりである。</p>
<p>(土地の立入り等) 第1-4条</p>	<p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p>
<p>(低入札価格契約における 第三者照査) 第1-5条</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</li> <li>2. 第三者照査の企業に要求される資格       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</li> <li>(2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</li> <li>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</li> <li>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</li> <li>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 資本関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 親会社と子会社の関係にある</li> <li>イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</li> </ol> </li> <li>② 人的関係               一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格       第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</li> <li>(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</li> </ol> </li> <li>4. 照査技術者の通知       受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</li> <li>5. 照査計画       受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわ</li> </ol>

(履行確実性評価の達成状況の確認)  
第 1-6 条

せて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)  
第 1-7 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)  
第 1-8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画

		農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
	博士	当該業務に関連する学術部門															
	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第 1-9 条	<p>1. 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する学術部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. この業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>			資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画															
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画															
博士	当該業務に関連する学術部門																
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木																
(担当技術者) 第 1-10 条	<p>担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p>																
(技術者情報の登録) 第 1-11 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</li> <li>2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</li> </ol>																
(保険加入) 第 1-12 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																

第2章 作業条件  
(貸与資料等)  
第2-1条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
報告書	平成25年度 栃木南部地区 施設整備計画策定その他業務	1部
報告書	平成26年度 栃木南部地区 事業計画策定業務	1部
報告書	平成29年度 栃木南部農業水利事業 新荒川排水路実施設計等業務	1部
報告書	平成29年度 栃木南部農業水利事業 荒川排水機場ポンプ設備等実施設計業務	1部
報告書	平成29年度 栃木南部農業水利事業 西清水川排水路実施設計等業務	1部
報告書	平成29年度 栃木南部農業水利事業 土地情報整理業務	1部
報告書	平成29年度 栃木南部農業水利事業 農地基本台帳等整理業務	1部
報告書	令和2年度 栃木南部農業水利事業 西部幹線排水路等実施設計業務	1部
報告書	令和3年度 栃木南部農業水利事業 西清水川排水路横断工等実施設計業務	1部
報告書	令和6年度 栃木南部農業水利事業 西部幹線排水路補足設計他業務	1部
報告書	令和7年度 栃木南部農業水利事業 再評価基礎資料作成業務	1部
その他	栃木南部地区 全体実施設計書	1部
	栃木南部地区 事業計画書	1部

(貸与資料の取扱い)  
第2-2条

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)  
第2-3条

本業務と関連する他業務は次の通りであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和8年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	令和8年7月～ 令和9年3月(予定)

第3章 設計作業内容  
(作業項目及び数量)  
第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
・総事業費整理	1 式	
・受益面積整理	1 式	
・排水解析	1 式	

(設計作業の留意点)  
第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 別紙2作業項目表(受益面積整理)「3. 受益面積の把握 (2) 農地転用の整理」について、農地転用情報を事業所にて整理している一筆調書を使用可能であるが、改めての整理が必要となった場合は発注者と協議を行うこととする。
2. 別紙2作業項目表(受益面積整理)「3. 受益面積の把握 (3) GIS 地番図の更新」について、「第2-1条 貸与資料」に記載の「土地情報整理業務」及び「農地基本台帳等整理業務」の成果物を用いて更新作業を行うことを想定している。
3. 別紙3作業項目表(排水解析)「3. 排水計画の検討 (1) 排水計画諸元の整理」について、現計画(事業着手時点)の計画基準降雨から変更がないことを想定している。計画基準降雨の検証を行い、変更する必要がある場合は、発注者と協議を行うこととする。
4. 別紙3作業項目表(排水解析)「6. 費用対効果分析 (2) 総便益の算定」について、計画基準降雨の変更がないことを想定しているため、湛水シミュレーションを行わないが、災害防止効果の更新作業は必要である。
4. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
5. 第2-1条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)  
第3-3条

契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術

<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ (計画基準降雨整理段階) 第3回 中間打合せ (一筆調書整理段階) 第4回 中間打合せ (委員会資料作成段階) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1章第 1-17 条に基づき作成し、電子データを電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) で正副2部及び成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) を提出するものとする。</p>
<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 栃木県小山市中央町 3-7-1 ロブレビル7階 関東農政局栃木南部農業水利事業所</p>
<p>(技術提案の履行) 第5-3条</p>	<p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時まで履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>2. 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>3. 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>4. 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>5. その他</li> </ol>
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

【別紙】

別紙1 「作業項目表（総事業費整理）」

作業項目	作業内容	当初	変更
1. 現地調査 (1)現地調査	業務に必要な検討を行うため、事業管内の現地調査を行う。	○	
2. 資料収集・整理 (1)資料収集・整理	総事業費の整理に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握し、基本事項を整理する。	○	
3. 総事業費の整理 (1)支出済事業費・事業量の整理	事業所提供資料により、令和7年度までの支出済事業費・事業量を整理する。	○	
(2)残工事費・事業量の整理	過年度業務成果を基に、令和8年度以降の残工事費・事業量を整理する。	○	
(3)主要工事計画の変更内容の整理	過年度業務成果及び事業所提供資料を基に、事業着手（平成28年度）からの工事内容を整理し、主要工事の変更内容を整理する。	○	
(4)事業費及び事業量変動理由の整理	3. (1)～(3)をもとに費目毎及び工種毎の事業量変動及び事業費変動（自然増、事業量変更、工法変更）理由を整理する。	○	
4. 照査	照査技術者による照査を実施し、成果品の品質の維持・向上を図る。	○	
5. 点検とりまとめ	上記の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。	○	

別紙2「作業項目表（受益面積整理）」

作業項目	作 業 内 容	当初	変更
1. 現地調査 (1) 現地調査	業務に必要な検討を行うため、事業管内の現地調査を行う。	○	
2. 資料収集・整理 (1) 資料収集・整理	業務の実施検討を行うための資料収集及び貸与資料の内容について把握を行う。	○	
3. 受益面積の把握 (1) 一筆調書の更新	事業計画策定時点（平成26年4月）の一筆調書について、貸与する最新の登記事項要約書、関係市町の農地台帳、関係土地改良区の賦課台帳を基に、一筆毎に地目、地積、所有権等の土地に係る権利関係等の情報を更新する。	○	
(2) 農地転用の整理	事業計画策定時点以降の農地転用について、関係土地改良区及び関係市町の農地転用情報をもとに現地踏査による現況確認及び確認結果を整理し、上記(1)で更新した一筆調書を更新する。	—	
(3) GIS地番図の更新	事業計画策定時点のGIS地番図データについて、上記(1)及び(2)により更新した一筆調書を反映するとともに、地域指定区分や排水系統区分等の属性情報を更新する。	○	
(4) 受益面積の変動整理	上記(1)～(3)で更新した一筆調書を基に各区分別の受益面積を算定し、事業計画策定時点からの受益面積の変動状況を整理する。	○	
4. 3条資格者の精査 (1) 3条資格者の精査	上記3. で更新した一筆調書の所有権等の土地に係る権利関係を基に、3条資格者を整理する。（約16,000筆）	○	

作業項目	作業内容	当初	変更
(2)同意徴集システムの整備	<p>上記(1)で更新した情報を基に、次の機能を装備した同意徴集に必要な資料を出力する機能を構築するとともに、同機能の操作マニュアルを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種条件(資格者別、大字別等)による検索機能</li> <li>・同意確認書、権利関係調書(名寄帳)、同意徴集状況調書が出力可能な機能等</li> </ul> <p>ツール構築のためのソフトは、発注者と協議のうえ決定する。</p> <p>なお、システムについて機能が正常に動作するように受注者にて動作確認テストを行い、監督職員の下承を得る。</p>	-	
5. 点検とりまとめ (1)点検とりまとめ	<p>上記の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。</p>	○	

別紙3「作業項目表（排水解析）」

作業項目	作業内容	当初	変更
1. 現地調査 (1)現地調査	業務に必要な検討を行うため、事業管内の現地調査を行う。	○	
2. 資料の検討 (1)資料の検討	業務の実施検討を行うための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	○	
3. 排水計画の検討 (1)排水計画諸元の整理 1)計算諸元の整理	現排水計画の計算諸元を確認するとともに、受益除外地の地目変動を反映した排水解析モデルを構築するために必要な計算諸元を貸与資料等をもとに整理する。	○	
2)排水解析モデルの構築	雨水流法（キネマチックモデル）により求めた流域流出量を用いて雨水流法（低平地タンクモデル）による排水解析を行い、栃木南部地区の排水状況が再現できる排水解析モデルを構築する。	—	
3)計画基準降雨の検証	現計画の計画基準降雨に最近年の降雨量を追加して妥当性の検証を行う。	○	
(2)排水解析 1)排水解析の実施	構築した排水解析モデルを用いて排水解析を行い、現況、現計画及び更新（本業務にて解析）の3種類について湛水状況を整理する。	—	
2)湛水シミュレーション	本業務で構築した排水解析モデルを用いて、計画基準雨量(1/10)による排水解析に加え、雨量確率1/2、1/3、1/6、1/15、1/30、1/50の排水解析（現況、事業ありせば、なかりせば）を行い湛水被害状況（湛水深及び湛水時間別面積）を整理する。	—	
(3)計算結果の整理	排水解析結果により、排水系統模式図、湛水区域図、排水状況図（排水系統別の水位、排水量の時間経過グラフ）を作成する。また、計算結果について、現況、現計画及び今回（本業務にて解析）の3種類の対比表を作成する。	—	

作業項目	作業内容	当初	変更
4. 営農計画及び土地利用計画	貸与資料等を基に、営農計画について、過年度業務成果の活用及び最近年に策定又は改定を行った振興計画、最新の統計資料等を反映した資料を整理した上で変更計画における営農変更計画（案）を作成する。なお、土地利用計画については、近年5か年の水田調整実績等を踏まえて再整理を行う。 併せて、営農検討委員会資料を作成する。	○	
5. 環境配慮計画	事業計画策定時の環境配慮計画との対比を整理した貸与資料等（令和8年度に別業務で整理）を基に、変更計画における環境配慮変更計画（案）を作成する。 併せて、環境配慮検討委員会資料を作成する。	—	
6. 費用対効果分析 (1) 総費用の算定	本業務で整理した受益面積、土地利用計画及び排水解析結果を踏まえ、貸与資料の費用対効果分析を更新する。 現計画の総費用を基に、発注者が貸与する最新の当該事業費や最新の関連及びその他事業費等を基に、本地区の総費用の更新を行う。	○	
(2) 総便益の算定	現計画の総便益を基に、本地区の総便益の見直しを行う。効果の算定にあたっては現計画策定時の考え方を踏襲することとし、各種諸元の時点更新を基本とする。現計画は、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、災害防止効果(農業関係資産、一般資産、公共資産)、国産農産物安定供給効果を算定しており、感度分析は新たに算定が必要となる。 なお、災害防止効果は「3. (2) 2) 湛水シミュレーション」の結果を基に更新する。	○	
1) 作物生産効果	最新の受益面積、土地利用計画を基に効果発生面積を整理したうえで、単価・単収等の各諸元を更新し、効果を算定する。	○	
2) 営農経費節減効果	最新の受益面積、土地利用計画に基づき効果発生面積を整理したうえで、機械経費、労働単価等の各	○	

作業項目	作業内容	当初	変更
	諸元を更新し、効果を算定する。		
3) 維持管理費節減効果	総費用対象施設について、現計画策定時の考え方を踏襲するとともに、現況維持管理費は直近5か年の維持管理実績を整理する。また、事業ありせば・事業なかりせば維持管理費は現況維持管理費を基に、「事業ありあせば・事業なかりせば」維持管理費を算定したうえで、維持管理費節減効果を更新する。	○	
4) 災害防止効果	湛水シミュレーション結果を基に、湛水範囲内の賦存量を把握し、その資産価値を整理する。 被害額は、確率降雨ごとに湛水深、湛水時間により、各資産の被害率を設定し、事業ありせば・事業なかりせば被害額より被害軽減額を算定したうえで、災害防止効果を算定する。	○	
5) 国産農産物安定供給効果	作物生産効果の結果を基に、国産農産物安定供給効果を更新する。	○	
(3) 総費用総便益比及び総所得償還率の算定	(1) 総費用の算定、(2) 総便益の算定結果と、効果項目ごとに効果発生割合を整理し、総費用総便益比及び総所得償還率を算定するとともに、感度分析を実施する。	○	
7. 委員会資料の作成	変更計画に係る各種整理結果を基に、計画変更審査委員会資料（案）を作成する。 なお、計画変更審査委員会資料（案）の構成は次のとおりとする。 計画変更の経緯と概要、計画変更の概要、計画変更審査委員会資料（参考資料含む）	○	
8. 事業変更計画書（案）等の作成 (1) 事業変更計画書（案）の作成	変更計画に係る各種整理結果を基に、事業変更計画書（案）の作成を行う。 記載項目については、「国営土地改良事業計画書の記載方法（農業用排水）」に準ずるものとする。	—	
(2) 事業変更計画書（案）の補足説明資料作成	事業変更計画書（案）を作成するにあたって、記載内容の考え方及び出典根拠等を整理しとりまとめる。	—	

作業項目	作業内容	当初	変更
(3)事業変更計画書 (案)の添付図面 作成	事業変更計画書(案)の添付図面(現況平面図、 計画平面図、主要構造図、図面目録)を作成する。	—	
(4)現計画・変更計 画対比資料の作成	現計画・変更計画対比資料を作成する。	—	
9. 照査	照査技術者による照査を実施し、成果品の品質の 維持・向上を図る。	○	
10. 点検とりまと め	上記の検討結果をとりまとめ、報告書を作成す る。	○	